

○山梨県警察職員身分証明書に関する訓令

昭和51年7月31日

本部訓令第9号

改正 平成11年3月本部訓令第8号

平成14年8月本部訓令第11号

平成14年9月本部訓令第13号

令和6年3月本部訓令第8号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山梨県警察職員身分証明書（以下「身分証明書」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 この訓令において職員とは、山梨県警察に勤務する警察官以外の職員（以下「職員」という。）をいう。

(交付)

第3条 本部長は、職員に対し身分証明書（第1号様式）を交付するものとする。ただし、少年補導職員に対しては、山梨県警察少年補導職員手帳に関する訓令（昭和45年山梨県警察本部訓令第23号）に基づく少年補導職員手帳を身分証明書にかえて交付するものとする。

(身分証明書)

第4条 職員は身分証明書を常に携帯し、その身分を明らかにすることを求められた場合は、これを提示しなければならない。

2 職員は、身分証明書を紛失、汚損又は記載事項に変動を生じたときは所属長に報告しなければならない。

(使用上の注意)

第5条 職員は、身分証明書を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(再交付)

第6条 所属長は、紛失又は汚損等の報告を受けたとき、又は再交付を必要と認めたときは、本部長に再交付の申請をするものとする。

2 前項の再交付の申請は、警察職員身分証明書再交付申請書（第2号様式）により行うものとする。

3 紛失した場合を除き、再交付申請を行うときは、汚損・き損等の身分証明書を添付するものとする。

(返納)

第7条 職員は、身分を失ったときは警察職員身分証明書返納書（第3号様式）により速やかに身分証明書を所属長を経て本部長に返納しなければならない。

(主管課)

第8条 身分証明書に関する事務は警察本部警務部警務課において行うものとする。

2 警務課長は、警察職員身分証明書交付台帳（第4号様式）を備えておかなければならない。

(実施規定)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要事項は別に定めることができる。

附 則

1 この訓令は、昭和51年8月1日から適用する。

2 山梨県警察職員身分証明書取扱規程（昭和38年山梨県警察本部訓令第27号）は廃止する。

附 則（平成11年3月31日本部訓令第8号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年8月21日本部訓令第11号）

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成14年9月26日本部訓令第13号）

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月14日本部訓令第8号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

様式略

